

# 委員長報告

## 企画財政 委員長報告



副委員長 千葉達也

### [目次]

	頁
<b>常任委員会</b>	
企画財政	35
総務県民生活	36
環境農林	37
福祉保健医療	37
産業労働企業	39
県土都市整備	39
文教	40
警察危機管理防災	41
<b>特別委員会</b>	
自然再生・循環社会対策	41
地方創生・行財政改革	42
公社事業対策	43
少子・高齢福祉社会対策	43
経済・雇用対策	44
危機管理・大規模災害対策	45
人材育成・文化・スポーツ振興	45

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第91号議案について、「新型コロナウイルス感染症対策推進基金をはじめ、今後の原油・物価高騰対策に活用できる財源はどの程度残されているのか」との質疑に対し、「同基金の残高は、令和5年度末見込みで約53億円ある。これ以外に今後活用できる財源は、財源調整のための基金のうち交付税精算分と定年延長により来年度必要になる退職手当分を除いた残高が約219億円、令和4年度決算剰余金のうち国庫返還見込額を除いた約270億円など、合計で約500億円程度ある」との答弁がありました。

次に、第104号議案について、「今回追記した取組の中で本県の特徴的な内容は何か」との質疑に対し、「情報連携に向けた基盤の整備として、今年度から開始した全庁地理情報基盤、いわゆる『全庁GIS』の整備に関する取組である。各課の関連データを集約し一体的に発信するポータルサイトを構築することで、本県の地理情報に関する様々なデータを誰でも手軽かつ確実に入手できるようになる」との答弁がありました。

このほか、第105号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、当面する行政課題として、予算特別委員会の附帯決議に関連して、会計管理者から「証紙廃止後の収納に係る更なる利便性の向上について」の報

告がありました。

この中で、「令和8年度の利用率目標を約58パーセントに設定し、バックキャストで取り組んでいくとのことだが、58パーセントとした意図は何か。100%からバックキャストすべきではないのか」との質問に対し、「手続ごとにDXの第二ステップとしての未来像を念頭に置きながら、まずは第一歩として令和8年度までの目標を設定した。法令等による規制など、県の取組だけではすぐには解決できない手続があるため、現時点では100パーセントとする時期を明確にすることはできないが、次の段階では、100パーセントを視野に入れたより高い目標を検討する」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 総務県民生活 委員長報告



副委員長 小川直志

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第97号議案及び第98号議案について、「入札に当たり設定された予定価格は、物価高騰を踏まえた妥当な積算に基づくものであったか」との質疑に対し、「現在も原油価格などの上昇による建築資材価格の高騰は高止まりしている。そのため、県では資材単価や労務費の高騰状況を適正に積算に反映させるため、定期的な改定、最新の単価の採用などを行い対応している」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第91号議案について、「京都府のサンガスタジアムではeスポーツゾーンが整備されるなど環境が整っている。eスポーツへの取組については、埼玉県5か年計画にも定められ

ているが、本県でも、今後、振興の拠点づくりに取り組んでいく考えはあるのか」との質疑に対し、「県内にも、ところざわサクラタウンをはじめ、eスポーツができる施設が点在している。まず、こうした民間事業者の取組を県が後押しし、機運の醸成を図っていく。また、現在整備を進めているスポーツ科学拠点施設についても、民間事業者がeスポーツで活用することに関心を示している」との答弁がありました。

このほか、第99号議案及び第100号議案についても、活発な議論がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第7号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「事業者に対しては、既存の軽減措置にとどまらないきめ細やかな支援が必要である。しかし、インボイス制度は、消費税の軽減税率制度に伴い導入された、取引における正確な消費税率と消費税額を把握し適正な課税を行うため必要な制度である」等の意見が出され、採決いたしましたところ、総員をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「入札契約制度におけるインフレへの対応について」質問が行われました。

その中で、「県には、公共工事以外の業務委託について、物価スライド制度の規定がない。しかし、現在直面する急激なインフレに鑑みれば、本県でも何らかの対策が必要である。大阪府など複数の自治体では、物価スライド制度の導入が始まっているが、本県では今後どのように対応していくのか」との質問に対し、「複数年に渡る業務委託契約で、著しい価格変動があった場合、物価スライド制度のない現状は、適正な契約を行う上での課題として認識している。今後、全国的に調査などを行い研究していきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設について」の報告があり、種々活発な議論がなされました

ことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 環境農林 委員長報告

副委員長 安藤友貴



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「浄化槽の法定検査受検率について」、「米の高温障害の状況について」及び「中国での火傷病発生による授粉用花粉輸入禁止の影響と対策について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「一括契約制度や公共浄化槽の導入は、法定検査受検率の向上に寄与する一方で、業界や市町村にとっては事務負担の増大なども生じる。市町村等への事務支援や補助事業における課題と対策などについて、法定協議会で項目立てをして協議することが重要だと考えるがどうか」との質問に対し、「現在、法定協議会において、浄化槽による汚水の適正処理の促進に向けて関係機関と協議している。今後、法定検査受検率の向上に向けて、一つ一つ項目立てをしながら検討していく」との答弁がありました。

次に、「8月から続く高温により、東部地域では収穫物が規格外となる農家が多く、暑さに強い彩のきずなでさえ影響を受けている。県として米の高温障害の状況を把握しているのか」との質問に対し、「農林水産省の発表によると、8月31日時点で、1等の割合が昨年度より22.2ポイント減の31.6%、2等が46.1%、3等が22.1%、規格外が0.2%である。また、聞き取りではあるが、10月5日現在、彩のかがやきでは2割程度の規格外が発生している」との答弁がありました。

次に、「梨の生産に必要な花粉は、大部分を中国

から輸入しているが、中国での火傷病の発生により、8月30日から輸入禁止となった。果樹用輸入花粉の現在の使用状況と輸入禁止による影響はどうか。また、今後の対策をどのように考えているのか」との質問に対し、「生産者への聞き取り調査によると、県内生産者の約4割が中国産花粉を使用している。また、輸入禁止により、生産者513戸のうち58戸で花粉が不足するとの回答があった。来季の受粉の時期に間に合うように、例えば、剪定した枝を、水を張ったバケツに入れて保温することで花を咲かせ花粉を採取する方法の周知や、自家採取を行う生産者に対して花粉の増産を促し融通するなど、花粉の確保に向け、生産者に対して様々な指導を行っていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、環境部から、「環境科学国際センターの取組について」、農林部から「埼玉農林水産業を支える試験研究について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 福祉保健医療 委員長報告

委員長 渡辺大



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第91号議案について、「高齢者施設等への補助金は施設からの申請を受けて交付するプル型の支援か、それともプッシュ型の支援か。また、周知をしっかりと行うべきだがどうか」との質疑に対し、「感染が発生した高齢者施設等からの申請を受けて交付するプル型の支援である。周知については、県のホームページ『さいたま介護ねっと』で、申請方法などを掲載し申請しやすくな

るように対応している。引き続き関係団体にも周知し、活用を促していきたい」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第92号議案について、「災害派遣手当は、特定新型インフルエンザ等対策実施のため必要があるときに職員の派遣を受けた際の手当とのことだが、職員の派遣は具体的にはどのようなときに要請できるのか」との質疑に対し、「感染症の発生・まん延時に政府対策本部が設置された上で、業務が逼迫していると知事が判断したときである。例えば、新型コロナウイルス感染症への対応の際は、保健所における感染症への対応そのものの業務量が増大し事務が逼迫した。このほか、県職員の多くが、新たな感染症に罹患し、通常業務に支障が出た場合などが想定される」との答弁がありました。

次に、第101号議案及び第102号議案について、「備蓄薬の選定については地方自治体に裁量があると聞いている。備蓄薬は平成17年から今まで1回も使われたことがないため、一番単価が安いものでいいと考えるが、今回の備蓄薬を選んだ理由を伺いたい」との質疑に対し、「県では6種類の治療薬を備蓄することとしている。備蓄薬については、国が多様化を図る方針を掲げており、治療の選択の幅を広げるため、今回、ゾフルーザを備蓄対象に追加した」との答弁がありました。

このほか、第93号議案及び第95号議案についても活発な論議がなされ、第94号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました知事提出議案7件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第8号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「マイナ保険証は、医療機関や薬局などが患者の診療データを共有することにより、重複受診、重複服薬の解消などの医療費適正化や医療DXの観点からも国民が享受するメリットは大きい。健康保険証を存続させる場合、マイナ保険証への一本化に伴うこれらのメリットを最大限に享受することができなくなると考える。現状は、健康保険証とマ

イナンバーカードの一体化に伴う、言わば過渡期であり、これに伴う課題へ対応することは、混乱を最小限にするため必要と考えるが、従前の保険証を並行して存続すべきという考えには賛同できない」との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「従来の保険証を廃止して、マイナンバーカードと一体化するという今回の措置は大きな混乱をきたしている。今回の件で対応ができずに、診療機関が廃業する状況が実際に起きている。現在の措置は、余りにも性急であることから、従来の保険証を存続させるという考えに賛同する」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

なお、議第25号議案につきましては、議案の撤回の申出が先ほど承認されたところでありますので、申し添えます。

次に、所管事務の調査として、「健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴う当面の対応について」質問が行われました。

その中で、「現在は、制度の過渡期であるがゆえに、医療現場で混乱が生じているとも聞いている。県として、現状をどう認識し、どう対応しようとしているのか」との質問に対し、「一体化については、医療機関へのサポートをはじめ国が対応しているが、医療現場などでトラブルが発生していることは承知している。国の方向性に合致する対応をとるべきと考えるが、その中で、県としてできる限りの対応をしていきたい」との答弁がありました。

次に、当面する行政課題として、福祉部から「埼玉県思いやり駐車場制度の開始について」、保健医療部から「順天堂大学附属病院等整備の進捗状況について」及び、予算特別委員会の附帯決議に関連して「埼玉県コバトン健康マイレージ事業の効果検証及び市町村移管に向けた取組について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 産業労働企業 委員長報告

副委員長 逢澤圭一郎



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「商工会・商工会議所への支援について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「無利子・無担保融資いわゆるゼロゼロ融資により多くの倒産を防ぐことができたが、今後、収益力の弱い企業が倒産することで地域経済に打撃を与えることに、どのように対応していくのか。また、倒産することを防ぐためにも、商工会・商工会議所に配置している各種指導員の活躍が大事である。相談件数が増加していることを踏まえて、柔軟な対応が必要であると考えがどうか」との質問に対し、「ゼロゼロ融資の利用事業者や商工団体、金融機関にヒアリングを行ったところ、新型コロナウイルス感染症の影響が当初の想定よりも長引いたことなどにより、計画どおりに返済することが難しい事業者もあると聞いている。そこで県では、感染症の影響を受けた事業者が早期に経営改善に取り組むことが重要であると考え、金融機関による伴走支援を受けて経営改善を図りながら、借換えや追加融資に利用できる『伴走支援型経営改善資金』を創設した。また、相談体制の充実については、指導員の資質向上による支援機能の強化も重要だと考えている。中小企業診断士の資格取得促進のほか、職員研修を充実させ、多様な相談に対応できる体制を確保している」との答弁がありました。

また、「DX推進員や広域指導員、経営指導員等が商工会・商工会議所に配置されているが、地域経済の発展のためにも増員するべきではないか」との質問に対し、「DX推進員と広域指導員については、令和3年度に商工会連合会と商工会議所連合会にそ

れぞれ1名ずつ合計4名配置していた。その後、各連合会からの要望などを受け、現在は合計8名配置している。今後も支援強化に向けた体制について、しっかりと話し合っていく。経営指導員等の定数については、小規模事業者数を基に客観的に算定しているが、社会経済環境の変化や今後の伴走型支援の在り方を踏まえ、これらの動向を見守り、DX推進員や広域指導員同様、話し合っていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の整備について」、企業局から「埼玉県営水道の取組について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 県土都市整備 委員長報告

副委員長 橋詰昌児



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第91号議案について、「約92億7,800万円の繰越明許費が設定されているが、9月に設定する理由は何か。また、12月以降に繰越明許費を設定する予定はあるのか」との質疑に対し、「今回は、適正な工期を確保するために、年度内完了が困難と見込まれる事業について、早期の繰越明許を設定するものである。現時点で、12月以降の予定は不明であるが、今後の事業進捗を踏まえ、繰越しが必要となる事業については、繰越明許費の設定をお願いしたい」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第103号議案について、「県営住宅の明渡し等の勝訴後は、どのような

過程で退去に至るのか」との質疑に対し、「勝訴してから、ある一定期間入居者に対して退去を促す期間を設けて、その間に退去すれば自主退去という形となる。退去後に、滞納した家賃があっても住宅を明け渡してもらい、次の入居者の募集を優先している。退去しない場合は、裁判所にて強制執行を行う」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「県営水上公園における水着撮影会について」質問が行われました。

その中で、「埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会の委員の氏名、所属が非公表となっているが、透明性をどのように確保するのか」との質問に対し、「公園緑地協会からは、『委員の保護、率直な意見交換を確保するために非公表としているが、議論した内容については、検討会開催の都度、議事要旨を公開する。議事要旨への意見も踏まえ、検討会を適切に進めていきたい。また、水着撮影会を主催している事業者や出演者などにもヒアリングを行い、撮影会の在り方を丁寧に検討していきたい』と聞いている」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 文 教 委員長報告

副委員長 宮 崎 吾 一



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「埼玉県男女共同参画苦情処理委員による勧告について」及び「戸田市中学校傷害事件後の被害教職員と各学校への対応について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上

げます。

まず、「県立学校の共学化を検討するに当たっては、在校生、保護者、職員、OB、受験生などにアンケートを実施し、県民の声を広く聞くべきだ」との質問に対し、「関係する方々の御意見を丁寧に伺う必要があると考えている。対象や意見聴取の方法については、現在検討しているところである」との答弁がありました。

次に、「今回の傷害事件後の対応について、課題や反省を踏まえ、今後同様の事件が発生した場合、被害者をどのようにフォローしていくのか」との質問に対し、「初動の段階で被害に遭われた教職員の立場に立ち、しっかり寄り添うことが大切と考えている。被害に遭われた教職員に対しては、本人にとって必要なことを把握した上で、担当課と関係課さらには他部局とも十分に連携し、県や市町村ができる支援を確実に行っていく」との答弁がありました。

また、「教育委員会は被害に遭われた教員に対してサポートが足りなかつただけではなく、何より敬意が足りなかつたのではないか。もし被害に遭ってしまった場合、行政機関がしっかりとサポートしてくれるという安心感が必要だと思う。それが、現職の教職員だけではなく、教職を目指す若い人たちへのメッセージにもなる。現場の教職員を守るに当たり、教育長の心構えはどうか」との質問に対し、「子供たちの安全安心はもちろんだが、教職員の安全安心を確保することも、教育長の重要な使命だと認識している。県全体で危機管理意識を高め、より適切な安全管理体制を構築し、児童生徒や教職員の安全安心を守っていく。また、教育局を挙げて、児童生徒や教職員を守るための適切な支援を行っていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「新埼玉県立図書館基本構想の策定について」の報告があり、種々活発な議論がなされましたことを申し添えて、本委員会の報告を終わります。

## 警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 深谷 顕史



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第91号議案について、「高齢者講習施設庁舎建設工事においてヒ素が検出されたが、地域住民への影響はあるのか。また、地域住民に対してどのように対応し、その反応はどうか」との質疑に対し、「平成30年度の小児医療センター解体時にもヒ素が検出されているが人体への影響についての報告はなく、現在もその危険性はない。令和5年9月に、近隣21世帯に対して説明を行い、県警察ホームページなどで情報を公表している。今後、最終調査結果も説明、公表していく予定である。また、地域住民からは、理解を得られたと認識している」との答弁がありました。

次に、第108号議案について、「退職手当の支給に関して誤認があったとのことだが、確認体制はとれていなかったのか。また、同様な事案の発生を防ぐためにどのような対策をとっているのか」との質疑に対し、「事務担当者、上職者それぞれが再就職先において退職手当における勤続期間の通算規定が適用できるものと誤認したことにより、確認が徹底されなかった。現在は、再就職先の規定の有無に係る証明書と関係規定を提出させることにより、同様の案件が発生しないよう対策を行っている」との答弁がありました。

このほか、第96号議案については執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたこと

ろ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「自転車の事故及び取締り」について質問が行われました。

その中で、「自転車利用者のヘルメットの着用が努力義務となったが、本県の着用率及び着用率向上に向けた取組についてどう考えるか」との質問に対し「今年7月に行われた全国調査で本県の着用率は6.1%であり、全国平均13.5%を下回る結果となった。サイクルマナーアップ、セーフティー推進企業の拡大によるルール周知遵守の機運の醸成や、県内高校5校を自転車ヘルメット着用モデル校に委嘱するなど、広報啓発活動を推進してきた。ヘルメット着用による被害軽減効果は高いことから、引き続き街頭活動や交通安全教育での啓発活動を行いながら着用率向上に努めていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「防災航空体制について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

副委員長 美田 宗亮



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「農林業・農山村の循環型社会への貢献について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「化学肥料削減技術について、下水汚泥肥料を利用することで農地や農作物に対して何らかの影響があるのか。また、下水汚泥肥料を使用した農

作物の栽培及び販売について、それぞれどのようなメリットがあるのか」との質問に対し、「肥料は製品に含まれる重金属の基準値などを満たしたものが販売されており、土壌や農作物への影響は出ていない。また、栽培については、肥料の効きは少し遅いが、コストを削減できるメリットがある。販売については、環境に配慮した肥料を使用した農作物という点で訴求力が高まるメリットがある」との答弁がありました。

次に、「環境保全型農業直接支払制度について、有機農業、カバークロップの作付、堆肥の施用の取組があるとのことだが、ほかにどのような取組があるのか。また、その取組を含めて、年間で温室効果ガスの削減にどの程度の効果があるのか」との質問に対し、「ほかの取組として、秋の耕うん、リビングマルチ、長期中干しなどがある。制度全体での令和4年度の温室効果ガスの削減量は年間で336トンCO<sub>2</sub>と推計しており、これは約120世帯分の年間排出量に相当する」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 地方創生・行財政改革 特別委員長報告

副委員長 木下博信



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方財源の確保対策につ

いて」及び「地方創生・SDGsの推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「社会保障関連経費の増加や現在の物価高騰の影響がある一方、地方の一般財源総額は実質同水準にとどまっており、財政運営は厳しい。今後どのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「社会保障関連経費以外の経費を削減していかなければならない。特に、国の地方財政計画で想定する水準より多くの一般財源を要する事業については、精査する必要がある。具体的には、EBPMに基づく既存事業の見直し、DXの効果を最大限に生かし、業務効率を高める取組等による内部管理経費の見直しなどが必要と考える。また、未利用資産の売却等による歳入確保も重要となる。これらの取組により、継続的な財政運営に努めたい」との答弁がありました。

次に、「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、ふるさと創造資金の交付件数が指標となっているが、交付件数を増加させるため、県は具体的にどのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「市町村において魅力ある地域づくりに積極的に取り組んでもらうため、ふるさと創造資金を活用した優良事例を横展開している。具体的には、コロナ禍において移住先として埼玉県が注目を集めたことをチャンスと捉え、積極的な移住・定住促進の取組として、移住お試し住宅の整備や移住相談窓口の設置などの事例を各市町村と共有している。また、ふるさと創造資金の活用を希望する市町村に対しては、個別で説明を行うなど、利用促進に努めている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。



## 公社事業対策 特別委員長報告

副委員長 藤 井 健 志



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「株式会社さいたまアリーナ」、「公益財団法人埼玉県公園緑地協会」及び「埼玉県住宅供給公社」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、株式会社さいたまアリーナについて、「さいたま新都心のにぎわい創出と魅力向上のために、自主企画イベントやエリアマネジメント活動を実施しているとのことだが、どのような取組か」との質問に対し、「例えば、本年5月と9月に開催したビール祭りでは、それぞれ5日間で約10万人が来場したほか、子供を対象とした夏の水かけ祭りでは、3日間で約43,000人の集客があった。また、さいたま新都心エリアを走るホワイトトリボンランというイベントなど、にぎわい創出のため、様々な取組を実施している」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県公園緑地協会について、「経営方針の中に、利用者ニーズに応じたサービスの提供と、公益的使命の追求があるが、両者のバランスをどのように考えるのか」との質問に対し、「収益性も重要であるが、県の出資法人として、県の施策を尊重し体现することが重要である。例えば、公園と福祉、公園と環境など、県の各部局に働き掛けて取り組むことも必要だと考える。バランスを取って取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、埼玉県住宅供給公社について、「県営住宅の家賃収納率が他県と比較しても高水準で推移しているが、どのような取組を行っているのか」との質

問に対し、「滞納初期には通知や架電を行い、その後、滞納月数増に応じて個別訪問や面談を実施している。また、滞納が長期化している案件は、対応が適切か社内で協議するなど、段階に応じて対応している。さらに、世帯状況によっては市町村の福祉課など関係機関と連携し、生活保護や社会福祉協議会の給付金制度を提案している。今後も、入居者の状況を把握し、具体的な対応策を提案することにより、入居者に寄り添った丁寧かつきめ細やかな対応をしていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

副委員長 細 田 善 則



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用及び新型コロナウイルス感染症に関する総合的対策」であります。今回は、「地域医療について」及び「新型コロナウイルス感染症への対応状況」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「医療圏ごとに医療体制のばらつきがあるが、今後どのように対応していくのか。特に、県境の救急医療体制については、県単独では難しいと考えるが、他県との連携はどうか」との質問に対し、「医療圏内で完結することが理想ではあるが、医療圏ごとに医療機関の整備状況が異なっている。迅速

かつ適切な搬送体制を構築することが重要であることから、受入医療機関を整備するとともに、ドクターカーやドクターヘリを活用して対応していく。また、他県との連携については、群馬県とドクターヘリで連携している。このほか、救急隊が搬送先の医療機関の状況を確認できる救急医療情報システムについて、埼玉県内の救急隊も近県の情報を見られるよう連携を図っている」との答弁がありました。

次に、「奨学金制度により県内に勤務する医師数が増加しているが、効果があった取組は何か。また、奨学金制度を更に拡大すべきではないのか」との質問に対し、「キャリア形成の支援に力を入れている。奨学金貸与者が希望するキャリアに対応しつつ、義務年限をどう消化するか道の筋を示すプログラムを作成している。キャリアコーディネーターが直接指導することにより、医師が本県でステップアップするイメージをつかめるよう支援している。また、奨学金は令和6年度に2枠増加する予定である。今後とも状況を見ながら地域枠の更なる拡大について検討する」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用及び新型コロナウイルス感染症に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 経済・雇用対策

### 特別委員長報告

副委員長 権 守 幸 男



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「先端産業の推進と企業誘致につ

いて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「スタートアップ企業の育成のため、資金調達がしやすい環境を整備していくとのことだが、どのような支援を行うのか」との質問に対し、「技術開発補助や事業化に向けた支援などの従来の支援に加え、本格的に市場参入する際の支援も重要であるとする。そこで、県内スタートアップ企業の育成に理解のあるベンチャーキャピタルやファンド、金融機関等と連携した民間資金支援ネットワークを立ち上げ、資金調達のアドバイスや資金供給側とのマッチングなどの支援を行い、市場参入しやすい環境を整備していく」との答弁がありました。

次に、「企業誘致については、県内企業の転出防止や海外企業の誘致の視点も重要とするが、どのような取組を行っているのか」との質問に対し、「企業の転出については、転出間際になって情報を把握できることが多いため、できるだけ早く企業の経営判断を把握して、事業の継続ができるよう、県内のほかの場所への移転や工場用地の拡張などを促進している。仮に転出した場合でも、跡地は重要な産業用地であるため、活用できるよう調整している。また、海外企業の誘致については、国においても半導体製造企業の誘致に力を入れていることから、本県でも、関東経済産業局と情報交換しているほか、対日投資を総合的に支援するジェットロと適宜連携し、具体的立地ニーズを把握し、企業との面談などを行っている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

副委員長 萩原 一 寿



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「災害に強い県土づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県内の下水道施設について、東日本大震災と同規模の地震が起きた場合、機能は維持できるのか。また、市町村と更なる連携を図り、下水道に係る地震対策を進めていくべきと考えるかどうか」との質問に対し、「現在、順次耐震化を進めているが、発災時には管きよの破損などで下水道が機能しない箇所が出る可能性がある。その場合には、可搬式ポンプ等の応急資機材を使用して流下機能を確保し、街中に下水を溢れさせない応急的な対応をしながら、早期の復旧を行う。また、市町村との連携については、ハード面での対策を進めるとともに、訓練等のソフト面での準備も着実に進めていく」との答弁がありました。

また、「発災時の道路啓開について、市町村や関係団体との連携体制はどのようになっているのか。さらに、道路啓開の重要性を事前に県民へ周知することが必要と考えるかどうか」との質問に対し、「発災時において、優先啓開ルートに市町村道が含まれる場合には、当該市町村と連携した道路啓開活動を実施するほか、状況に応じて警察、自衛隊、消防等の関係機関にも協力を求めていく。また、車両の移動等を実際に行う訓練を毎年実施しており、今年度も15市町の職員が参加し、実施した。道路啓開について県民へ周知することも大変重要であるため、広報について市町村とも連携し、検討していく」と

の答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

副委員長 吉良 英 敏



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「文化の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「障害者アートオンライン美術館について、アート活動の自立に向けた支援と、実際の作品に結び付ける取組について、どのようなことを行っているのか。また、誰でも気軽に楽しめるように、障害者にとって分かりやすいホームページにする必要があると考えるかどうか」との質問に対し、「自立に向けた支援としては、作品の購入やリース、デザイン利用につながるように、企業や経済団体に向けたPRなどを行っている。実際の作品に結び付ける取組としては、毎年さいたまスーパーアリーナで開かれるロックフェスや県内各市の公共施設での作品展示、県立近代美術館で行われた『県展』に合わせた展示などがある。また、ホームページについては、文字サイズや背景色を障害者へ配慮した設定としているほか、音声読み上げ機能を備え、また、作品の創作過程を字幕を交えた動画で紹介するなどしている。今後も障害者にとって見やすいホームページに

なるよう工夫していきたい」との答弁がありました。

次に、「県立近代美術館には、現在収蔵品がいくつあり、それはただ収蔵するだけでなく、県民の目に触れてもらうためにあるのか。また、様々な企画展やそれ以外で、収蔵品はどのように活用されているのか」との質問に対し、「およそ4,000点の収蔵品があり、その目的は県民に見ていただくことである。また、収蔵品は企画展での展示に加え、常設展での展示や、教育普及活動でも活用している。今後も、機会を見つけて展示をしていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。